

70歳以上75歳未満の方の高額療養費制度が改正されます

すべての方が安心して医療を受けられる社会を持続するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。そのため、70歳以上75歳未満の方の高額療養費限度額が、平成29年8月と平成30年8月の2回に分けて一部変更されます。皆様のご理解をお願いいたします。

※低所得者Ⅱ・およびⅠに該当する方は、従来どおり、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示した場合、自己負担限度額までの支払いとなります。必要な方は事前に国保窓口へ交付の申請をしてください。

【平成29年7月まで】

所得区分	自己負担限度額	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%【多数回該当：44,400円】
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円



【平成29年8月から平成30年7月まで】

所得区分	自己負担限度額	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	57,600円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1% 【多数回該当：44,400円】
一般	14,000円（8月～翌年7月の年間 限度額144,000円）	57,600円【多数回該当：44,400円】
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円



【平成30年8月から】

所得区分	自己負担限度額	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
住民税課税所得690万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%【多数回該当：140,100円】	
住民税課税所得380万円以上 690万円未満	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%【多数回該当：93,000円】	
住民税課税所得145万円以上 380万円未満	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%【多数回該当：44,400円】	
一般	18,000円（8月～翌年7月の年間 限度額144,000円）	57,600円 【多数回該当：44,400円】
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

現役並み所得者：住民税課税所得145万円以上の方などで、医療費の自己負担割合が3割の方

一般：住民税課税世帯で、医療費の自己負担割合が2割または1割の方

低所得者Ⅱ：住民税非課税世帯で、低所得者Ⅰに該当しない方

低所得者Ⅰ：住民税非課税世帯で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる方

【お問い合わせ先】市保険年金課国保担当（市役所1階⑤番窓口）

☎ 32・2113 / FAX 35・0173

Mail: hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp